

## 自筆証書遺言自己診断（解説編）

（重要度の見方）

重要度：**重大**

遺言書が無効になるなど、明らかに大きな問題がある。作り直しの対応が必要。

重要度：**危険**

場合により、予定している通りの相続とならないなど、相当の問題がある（あるいは潜んでいる）可能性がある。場合に応じた適切な対処が必要。

重要度：**要改善**

遺言書が無効となるほどの問題はなく、再度の作成は不要であるが、一部改善を図る必要がある。

（1）答え：はい 重要度：**重大**

自筆証書遺言は、下記のすべての要件を満たしたものだけが効力を持ちます。

- ①最初から最後まですべて自筆（手書き）で書かれていること
- ②日付が明確に記載されていること（吉日は×）
- ③遺言者が署名していること
- ④遺言者が捺印していること

（2）答え：はい 重要度：**重大**

設問（1）の解説参照。

（3）答え：はい 重要度：**重大**

設問（1）の解説参照。

（4）答え：はい 重要度：**重大**

設問（1）の解説参照。有効な自筆証書遺言とするためには、必ずしも実印である必要はありませんが、実印でないと後で本人の印鑑か否かについて争いが起きる可能性があります。

（5）答え：はい 重要度：**要改善**

契印は法律上必要とされているわけではありませんが、紛争を避けるためにも、2枚以上の

紙にわたって自筆証書遺言を書く場合は、必ずとじ目に契印をしておきましょう。

(6) 答え：はい 重要度：危険

不動産については、相続時に登記を行う必要があります。登記簿通りの記載を行っていないと登記申請を受け付けてもらえない場合があります。

また、自宅等の脇に私道を持っている場合（近所の人と共有の場合もあります）、忘れずに記載しておかないと、問題がおきます。

(7) 答え：はい 重要度：危険

預貯金については、金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号の4つで特定しておく必要があります（ゆうちょ銀行の場合は少し異なり、設問に書いた通りです）。しっかりと記載しておかないと、疑義が生じて金融機関が口座名義の変更に応じない可能性があります。

(8) 答え：はい 重要度：危険

忘れがちですが、遺言書で個別具体的に触れられていない財産について、「その他の財産」として、誰が相続するのか、必ず書いておく必要があります。これがないと、①財産の書き漏らしがあった場合、又は②遺言書で指定された相続人が死亡した場合、誰が相続するのか未確定な財産が出てきてしまうので、たとえ遺言書があっても、当該未確定な財産について遺産分割協議を行う必要が出てきてしまいます。

(9) 答え：はい 重要度：要改善

人の名前について、戸籍上の字が通常の字体と異なっていることがあり、その場合は、遺言書でも戸籍上の字を使用して記載します。たとえ親子でも、戸籍上の字を正確に覚えているとは限らないので、戸籍を確認しつつ書くことが望ましいです。なお、例え戸籍上の字と違っていても、直ちに遺言が無効になることはありません。

(10) 答え：はい 重要度：重大

遺言書で、単に相続人の相続分の指定（例えば、長男太郎が1/2、次男次郎が1/2）のみを行うことも、法律上は可能です。しかし、そのような遺言をしても、預貯金のように割り切れない財産（例：不動産）がある場合は、結局遺産分割協議が必要となり、遺言書を作成しておく意味が半減します。必ず、相続方法の指定（例：長男太郎が自宅不動産、次男次郎が預貯金のすべて）を行っておくことを強くお勧めします。

(11) 答え：いいえ 重要度：要改善

同世代の相続人の中で不動産を共有しても、法律上は何ら問題ありません。しかし、不動産を共有すると、不動産の管理・処分のあらゆる面で共有者の間での合意が必要となり、大変です。また、次の世代の相続が起きたときに、共有者が増えていくという問題があり、兄弟間での共有は極力避けるべきです。

(12) 答え：はい 重要度：要改善

遺言書に「相続させる」と書いた場合、判例により、通常は遺産分割方法の指定をしたものと解釈されます（最判平成3年4月19日）。遺産分割方法の指定と遺贈の異なる点は複数ありますが、そのうちの1つは、遺産分割方法の指定の場合、相続人が単独で不動産の所有権移転登記ができる点です。遺贈の場合は、相続人全員（但し、遺言執行者が選任されている場合は遺言執行者）と共同で登記を申請する必要があるため、その協力が得られない場合にはスムーズな登記ができません。

自筆証書遺言を作成する場合、この程度の知識は備えておくことが望ましいと考えられます。

(13) 答え：はい 重要度：危険

遺言書には、遺言書を作成するに至った経緯や相続財産の分配以外の希望についても書くことができますが、これは「附言事項」として、遺言書の本文とは明確に区別して書きます。しっかり区別しておかないと、文章の解釈により、本来予定している相続財産の分配と矛盾する可能性がありますので、注意する必要があります。

(14) 答え：はい 重要度：要改善

遺言書を作成する場合、配偶者（夫又は妻）に対しても財産を相続させる場合がほとんどですが、配偶者が（予想に反して）先立ってしまう場合があり、その場合を想定した条項を加えておくことで、遺言書を作り直す手間を省くことができます。

(15) 答え：はい 重要度：要改善

公証役場で保管される公正証書遺言と異なり、自筆証書遺言は、その存在や内容を知っている人が限られており、相続人による破棄や隠匿の危険があります。自筆証書遺言は信頼できる人に預けるか、置き場所を伝えておきましょう。どうしても心配な場合は公正証書遺言にしましょう。

(16) 答え：はい 重要度：要改善

家庭裁判所に遺言書の検認を申立てる場合、最低限、申立書に添付する書類として、①被

相続人が生まれてから死亡するまでのすべての戸籍謄本と②相続人全員の戸籍謄本（加えて、③代襲相続が生じた場合には、代襲被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本）を提出する必要があります。

この「出生から死亡まで」の戸籍謄本は、単に戸籍謄本に出生届の記載があれば足りるというものではなく、実際に生まれたときに記入された戸籍までたどって入手する必要があります（戸籍謄本は、戸籍制度の改正や、結婚、本籍地の変更などにより、その度ごとに作り直されており、必ず2～3回は遡る必要があります）。具体的には、まず現在の戸籍を入手してから、出生時まで時代を1つずつ遡って区役所・市役所に順次請求していきますが、昔のものは墨で書いてあるため、何が書いてあるか判りにくいなど、慣れていない方にとってはやっかいな場合があります。

お疲れ様でした。いかがでしたでしょうか？危ないと思った方は、専門家へのご相談をお勧めします。